

平成23年 第24回

教育委員会臨時会会議録

平成23年10月25日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2336号

平成23年第24回臨時会

日 時 平成23年10月25日(火) 午後3時00分 開会

場 所 港区立小中一貫教育校お台場学園港陽小・中学校 2階視聴覚室

「出席委員」	委 員 長	半 田 吉 恵
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「欠席委員」	委員長職務代理者	澤 孝一郎
--------	----------	-------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	山本 隆司
	学校施設計画担当課長	大久保 光正
	学務課長	佐藤 雅志
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	国体推進担当課長 (生涯学習推進課長兼務)	大竹 悦子
	図書・文化財課長	沼倉 賢司
	指導室長	平田 英司

「書記」	庶務課庶務係長	柏 正彦
	庶務課庶務係	遠藤 由香里

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第69号 港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第70号 平成23年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成23年第3回港区議会定例会の質問について
- 2 平成22年度学校給食費未納状況について
- 3 平成23年度優良PTA文部科学大臣表彰の決定について

#### 4 御成門中学校及び高松中学校屋内プールの休場について

「開 会」

○半田委員長 皆様、こんにちは。本日は、午前中から、にじのはし幼稚園とお台場学園港陽小・中学校の視察を行いました。引き続き、こちら、お台場学園港陽小・中学校の2階、視聴覚室にて教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから平成23年第24回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、澤委員から、所用により欠席とのご連絡をいただいておりますのでご承知おきください。それでは、日程に入ります。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○半田委員長 本日の署名委員は綱川委員にお願いいたします。

## 第1 審議事項

### 1 議案第69号 港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について

○半田委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第69号、「港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則について」。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 ただいま議案となりました議案第69号、港区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

教育委員会議案資料ナンバー1をご覧ください。

この教育委員会の権限委任に関する規則は、教育長が教育委員会から委任を受けて事務処理を行うものを列記した規則でございます。その中に、都費の教職員に対する給与及び手当の支給も入っておりますが、その中の子ども手当に関しまして法律等が変わりましたので、それを引用している規則を改正するものでございます。

資料の2枚目の裏面をご覧ください。権限委任に関する規則の新旧対照表でございます。上段が改正案、下段が現行になってございまして、現行の線引きをしてある部分を上段の改正案のように改正するものでございます。子ども手当につきましては、平成22年度から開始された新しい制度でございますが、法律上、平成22年度単年度限りの措置となっておりますのを、いわゆるつなぎ法案と言われる法案で今年の9月末まで延長することになってございます。本来であれば、9月末をもって子ども手当は廃止になる予定だったのですが、その後、特別措置法が新たに成立いたしましたので、今年度末まで支給されるということになりました。そのことに伴いまして、従来、引用していました法律の名称「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」を、上段のように「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に改めるものでございます。また、延長してこの制度が適用されることに伴いまして、付則におきまして、「従前の例による」という形で、つなぎ法案で手当を受けていたケースに対して従前と同じ扱いをするという規定を設け

てございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきませうようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 これは、教育委員会から教育長に、具体的には何の委任をするのですか。

○庶務課長 この権限委任に関する規則は、多岐にわたりますが、その中の一つに、先程触れました都費の職員に対する給料や手当、その中には今回改正の対象になっております子ども手当も含まれますが、の支給事務が、都の教育委員会から区の教育委員会に委任されておりますが、その事務をさらに区の教育委員会が教育長に委任することについて定めた規則でございます。

○小島委員 この規則の上に都の規定があるわけですね。都が各区の教育委員会にゆだねる内容の。

○庶務課長 都費の職員に対する給与等の支払いについては、区の職員に対して支払うべき給料等の根拠法令を区が条例として制定しているのと同様、都費の教職員に対して支払うべき給与等については都が条例を制定してございます。区に委任されている事務は、通称「事務処理特例条例」と言われている別の条例がございまして、その中に規定されてございます。

○小島委員 そうすると、区の公立小・中学校の先生方のご子弟への子ども手当はみんな教育長の委任がいるということになりますか。

○庶務課長 公務員につきましては任命権者が子ども手当を支給するという仕組みになっておりまして、都費の教職員については東京都教育委員会が、区の職員については区長が支給してございます。

○小島委員 なるほど、初めて聞きました。

○綱川委員 教育委員会から教育長に権限を委任するということは、教育委員会に諮らなくても決定できるという意味の委任なのですか。

○庶務課長 今ご指摘いただいたとおりでございまして、都費の教職員に給与等を支給する場合に、その都度、教育委員会の承認を得ることは実務上困難ですので、教育長に委任するという形になっております。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。議案第69号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第69号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 議案第70号 平成23年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について

○半田委員長 次に、議案第70号、「平成23年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、議題になりました議案第70号、平成23年度港区指定文化財の指定及び港区指定無形文化財保持者の認定についてご説明させていただきます。

議案資料ナンバー2をご覧ください。最初の2枚が議案となっております。その後ろに、港区文化財保護審議会長から港区教育委員会委員長あての答申書の写しがついてございます。

それでは、元に戻って議案の2枚目をご覧ください。

今回、指定をいたします指定文化財は4件でございます。有形文化財3件、無形文化財保持者の認定が1件でございます。1件目は、絵画で、円山応挙筆、「絹本着色出山釈迦図」一幅でございます。所有者は、港区芝公園四丁目9番8号、宗教法人妙定院でございます。2件目は、古文書で、久保家文書117通で、所有者は品川区東大井の久保佳子さんでございます。こちらの資料は、港郷土資料館が寄託を受けて管理してございます。3件目は、同じく古文書で、麻布本村町沽券図2点でございます。所有者は港区教育委員会でございます。4件目は、無形文化財・工芸技術で、木工芸・指物制作の丹羽孝太郎氏、伝承の場合は港区東麻布一丁目17番1号でございます。これら4件はいずれも、本年7月12日開催の平成23年度第7回港区教育委員会定例会におきまして港区文化財保護審議会に諮問をし、ご検討いただき、その後、審議会におきまして対象文化財の実見等、調査・確認を行った後、意見交換を行い、4件とも港区の指定文化財として相応しいものとして答申したものでございます。

それでは、個々の文化財についてご説明させていただきます。諮問前に一度ご説明させていただいておりますので、ここでは簡単に特徴等を説明させていただきます。

答申書の表紙をおめくりください。1件目でございます。1件目は、絵画で、円山応挙筆「絹本着色出山釈迦図」でございます。題名の「出山釈迦図」とは、苦行して単に肉体を痛めつけるだけでは真の悟りを開くことができないことを悟った釈迦が山をおりる姿をあらわしたもので、粗末な衣をまとい、苦悩の表情の釈迦がまるでそこにいるかのように描かれております。円山派の祖であり、写生派と称される応挙の画風的な特色を示すとともに、「天明壬寅初秋拝写」の年紀によりまして制作時期が明らかにされていることも貴重でございます。

1枚おめくりいただきまして、2件目でございます。古文書の久保家文書でございます。江戸時代の旗本の家柄であった久保家に伝わる古文書で、幕末から明治にかけて記されたものでございます。文書は、久保家に関する系譜類、系図などのほか、願い書などの上申書や、勤務に関する文書、上司からの進物礼状や招集を通知する書状など、江戸幕府における旗本の日常と勤務の実態を知ることができる史料であるとともに、旗本の家に伝わるまとまった文書群として貴重な史料でございます。

さらに1枚おめくりください。3件目も古文書で、麻布本村町沽券図でございます。沽券図は、主に土地の売買証文に用いられた絵図で、屋敷ごとに間口・奥行き・売買金額・地主名等を記した、現在の地籍図と土地台帳をあわせたようなものでございます。本図は、麻布本村町、現在の仙台坂上から四の橋に通じる道の両側が記されております。また、本図の裏面には、同じ場所の沽券絵図が裏打ち紙として分割してばらばらに張られておりましたけれども、現在は修理を行いまして、そ

れぞれ2枚の沽券図となっております。江戸時代中期の麻布本村町の詳細を現在に伝える資料であるとともに、現存する数少ない江戸市中の沽券図として貴重でございます。

1枚おめくりください。4件目でございます。無形文化財・木工芸・指物制作でございます。保持者は丹羽孝太郎さんです。丹羽家は、江戸指物技術の伝統を受け継いだ丹羽成道氏を初代とし、代々、短冊筆筒、台子、風炉屏風、いずれもお茶の道具等のようなものでございますけれども、そういったものなどの小型の指物を得意としておりました。その技術は、2代目の憲治氏を経てさらに3代目の孝太郎氏に受け継がれました。孝太郎氏は、高校卒業後、父憲治氏について本格的に指物修業に励みました。孝太郎氏の得意とするのは箱物制作で、茶道具や小さな仏像等をおさめる桐箱ですとか、刀剣・掛け軸の収納箱などの制作に秀でた技術をお持ちでございます。現在では、区内で唯一の江戸指物技術保持者でございます。以上4件でございます。

本議案をご決定いただいた後は、告示をいたしまして、11月1日号の「広報みなと」でお知らせをする予定でございます。また、その後、ちょっと時間があきますけれども、来年3月から4月にかけて、郷土資料館で展示を行い、広く来館者にご覧いただく予定となっております。

ご説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 この件は、7月の教育委員会で十分審議をしましたので、これでよろしいのではないのでしょうか。

○教育長 今、図書・文化財課長から、この議案を決定した後、広報に掲載とご説明がありました。が、区民の広報紙はもちろんのこと、港区のホームページや教育委員会のホームページのほうにも、こういうタイムリーな情報というのは載せるようにしてもらいたいと思っています。この件に限らないのですけれども。例えば、連合運動会や体育大会の結果等々も既に出ておりますので、あまり間を置かずに載せるようにしていくほうがいいだろうと思いますので、お願いします。

○図書・文化財課長 今、ご意見をいただきましたように、まずは広く区民の方にお知らせをするということで、速やかに広く周知をしてみたいと考えております。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第70号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第70号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

## 第2 教育長報告事項

### 1 平成23年第3回港区議会定例会の質問について

○半田委員長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

初めに、「平成23年第3回港区議会定例会の質問について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、平成23年第3回港区議会定例会におきまして教育に関する質問がござい

ましたので、その概要について説明をさせていただきます。なお、代表一般質問と、決算特別委員会における款別審議での質問もございますけれども、教育費の質疑におきましては、各教育委員の皆様にご出席いただいておりますので、その部分は省略をさせていただきます。代表一般質問及び決算特別委員会の総括質問における質問について概略をご報告申し上げます。

まず、代表一般質問でございます。資料でございますとおり、1枚目から裏面にかけてでございますが、10人の議員の方からご質問がございました。

まず、自民党議員団のうかい雅彦議員からは、学校と地域防災協議会の連携及び児童人口の動向を踏まえた対策についてという2点のご質問がございました。このうち、学校と地域防災協議会の連携につきましては、災害等に備えて、日頃から学校と地域防災協議会がより連携を深めていく必要があるのではないかという趣旨のご質問でございます。その質問に対しましては、もちろんそのとおりでございます。区長部局と連携しながら進めていくと答弁してございます。

それから、児童人口の動向を踏まえた対策は、主として、近年の急激な児童人口の増加に対して学校の設備等が十分対応できる状況になっているかという趣旨のご質問で、合わせまして、特に幼児人口の増加を踏まえた3年保育の拡充についてはどうかというご質問でございます。教育委員会では、児童人口の増加をかなり前からある程度予見してございまして、港南小学校、芝浦小学校に代表される学校施設の整備を進めてきたということをご紹介させていただく中で、今後とも適切に対応していくとご答弁してございます。また、合わせまして、幼稚園の3年保育につきましては、これまでも拡充を図ってきたところですが、まだ十分とは言えない面があるので、今後も拡充に努めていくとご答弁してございます。

続きまして、公明党議員団のたてしたマサ子議員のご質問です。資料でございますとおり、2点のご質問がございました。

1点目は、学校における「うつ病リスクチェックシステム」導入についてで、うつ病のチェックシステムとして非常に有用なシステムが開発されたので、その導入をしたらどうかというご質問でございます。これにつきましては、国、あるいは医学界の動向等も十分踏まえながら対応していく必要があるということで、そのような趣旨で動向を見守っていくとご答弁してございます。

それから、小・中学校におけるボランティア教育につきましては、区内の全学校は青年赤十字に加入しているという事例をご紹介しながら、ボランティア教育を積極的に推進することでボランティア教育の涵養に努めていくとご答弁してございます。

それから、共産党議員団の熊田ちづ子議員からは、赤羽小学校の建て替えについて、ほか2点のご質問でございます。

このうち、赤羽小学校の建て替えにつきまして、1点目は、建築計画の具体化を早期にするようにという趣旨のご質問でございます。これにつきましては、接道の幅が不足しているなど、改築が出来ない状況にありますが、この状況を積極的に打破するために区長部局と連携し、改築の条件が整い次第検討していくとご答弁してございます。

それから、この建て替えに当たって、道路を隔てて反対側にある所有地の取得をしたらどうかと

いうご質問でございますけれども、この所有地については、情報の収集に努めていくとご答弁してございます。

それから、奨学金の返済免除、給付型奨学金制度の創設については、ここ何年もお質問いただいておりますけれども、従来と同様、現行の制度の中では、卒業したら返済を免除することは仕組み上なかなか出来ないというご答弁とともに、給付型奨学金制度の創設につきましては慎重な検討が必要とご答弁してございます。

3番目の中学校における柔道の授業についてですが、まず、安全対策につきましては、安全の確保に十分留意した指導を行うことが重要だということを前提にした上で、事故の未然防止に万全を期すために、継続的な研修会、あるいは安全面を重視した武道指導計画の作成について学校を指導・助言をしていくとご答弁してございます。指導者の配置につきましては、港区体育協会の協力をいただいて、外部指導員を配置できる体制を整備していくとご答弁してございます。それから、柔道着などの用具を公費で負担すべきだという趣旨のご質問でございますが、現行、体操着等は自費負担となっており、柔道着についても同様であるということと、合わせまして、経済的理由等により就学が困難な生徒の保護者に対しては、就学援助により柔道着の購入費を助成していることをご答弁してございます。

続きまして、仲間へ勇気の会のなかまえ由紀議員のご質問でございます。

1点目は、今後の学校教育の中における放射能に関する教育についてのご質問でございます。来年度から実施される中学校学習指導要領では、3年生の理科において放射線の種類、性質、あるいは活用状況、と同時に、放射線の危険性についても学ぶことになっていくとご答弁してございます。それから、教員に対する放射能に関する知識の向上についてのご質問につきましては、8月に開催された文部科学省の放射線に関する教職員セミナーに、教育委員会指導主事、あるいは中学校の理科教育研究会を代表する副校長等が出席をして放射線等に対する指導法について受講したということをご紹介する中で、今後はその伝達講習会等を開いて適切な対応をしていくとご答弁してございます。

それから、土曜授業についてですが、生徒や保護者の反応についてと、区のお考えと今後に対応についてのご質問でございます。生徒や保護者の反応については、土曜授業の実施は、平日の子どもたちの学習や生活にゆとりを持たせることが目的であり、実際に子どもたちにとってゆとりある学校生活が送れるようになっているということと、保護者の方からは、規則正しい生活習慣の定着、あるいは基礎学力の向上が期待できるなどの肯定的な意見が寄せられているとご紹介してございます。区の今後の対応については、今後、さらに土曜日を活用して、地域と連携した防災訓練を授業として計画して実施するなど、多様な体験学習の機会となるような取り組みをしていくと答弁してございます。

それから、校庭の芝生化ですが、天然芝の導入も含めて芝生化についての考え方を聞かれているご質問でございますけれども、教育委員会では人工芝を導入しており、導入した学校からは安全性や機能性、維持管理の面から高い評価を受けているということから、今後とも人工芝を順次導入し、

校庭の良好な環境整備に努めていくとご答弁してございます。

社民党の阿部浩子議員からのご質問は、放射能から子どもを守ることにについてでございます。まず、幼稚園・小学校・中学校のグラウンド等の除染につきましては、グラウンド等の放射線量の実態をきめ細かく把握した上で、区長部局と連携して適切に対応していくとご答弁してございます。給食食材及び牛乳の放射能測定につきましては、保護者の要望にこたえ、不安を解消するために、食材・牛乳の産地を確認し公表しておりますが、食材等の検査など、保護者の不安を解消する方策を検討していくとご答弁してございます。

それから、ミナトミライの横尾俊成議員からのサステナブルな社会を実現するための環境教育についての質問でございます。「サステナブル」というのは「持続可能な」という意味ですが、港区では、早くから「エコスクール計画」、あるいは「みなと子どもエコアクション」等の取り組みをし、省資源・省エネルギーの取り組みに向けて、体験を重視した多様な環境教育をしていることをご紹介する中で、これからの社会は今まで以上に環境に配慮した行動が重要だと考えているので、引き続き環境教育の充実に努めていくとご答弁してございます。

続きまして、自民党議員団のゆうきくみこ議員からは、国際学級の現状と期待される効果についてご質問されております。今年の4月から東町小学校で取り組んでおります国際学級のモデル実施を紹介する中で、国際学級に通う外国人児童にとってのメリットと日本人児童にとってのメリット、これらを紹介させていただく中で、今後、学識経験者を交えた開設準備委員会で成果や課題を検証しつつ、平成24年4月に国際学級を本格開始する予定であるにご答弁してございます。

続きまして、公明党議員団の杉本とよひろ議員からのご質問ですが、1点目は防災教育の充実にについて、学校における防災教育の充実がこれからますます重要になるといったご趣旨のご質問でございます。これにつきましては、「自分の命は自分で守る」という意識を身に付けさせることが全ての日常生活における安全教育の要めであると認識しており、現在、各学校で取り組んでいる「防災危機管理マニュアル」の見直しや、家庭・地域等と連携をした防災訓練を推進することも必要不可欠である。そういった認識をお示しする中で、具体的には、緊急メールを活用した保護者への引き渡し訓練の実施や、震災に限らず、台風、大雨等による気象災害といったものも想定しながら、全ての児童・生徒が自ら危険を予測・回避できることを目指した防災教育の改善・充実に努めていくとご答弁してございます。

それから、学校施設の安全対策につきましては、建物の耐震補強は既に完了しておりますが、天井材であるとか、照明灯等、いわゆる非構造部材の耐震化が必要ではないかというご趣旨のご質問でございます。これにつきましては、非構造部材の耐震化に取り組むことが重要であるという認識をお示しする中で、耐震調査を早期に実施するとともに、計画的に安全対策を講じていくご答弁をしてございます。

続きまして、みなと政策クラブの清家あい議員から、区立幼稚園の3年保育の拡大についてご質問をいただいております。教育委員会は、これまで区立幼稚園における3年保育の拡大に取り組んできておまして、平成24年度には7園、定員175名と大幅な拡大を予定しております。その

中であっても、多くの区民の方のご希望に沿えない結果となっているので、今後とも私立幼稚園と積極的に協議し、拡大に取り組んでいくとご答弁してございます。

それから、私立幼稚園との協議につきましては、港区は公私立の幼稚園が相互に協力して幼児教育の振興を図っていくという姿勢のもと、港区公私立幼稚園連絡協議会を設置しており、教育委員会では、区全体での3年保育の受け入れ枠の拡大が必要であると考えていることから、公私立幼稚園間の共通理解を図る中で、実現に向けて積極的に私立幼稚園と協議していくとご答弁してございます。

それから、共産党議員団の大滝実議員からのご質問でございます。まず、学校における子どもの安全確保については、特に引き渡し、あるいは登下校時の安全確保の観点からのご質問でございます。これにつきましては、改めて各幼稚園・小学校に対して安全面に配慮して保護者への引き渡しを行うよう周知して徹底を図っているということと、下校に際しては、交通機関及び通学路等の安全が確認できた上で集団下校を実施するとともに、帰宅後の安否確認を必ず行うよう指導していることとご答弁してございます。

それから、2点目の学校における放射能対策についてですが、まず、給食食材の放射能測定につきましては、保護者の不安解消に向けて検討していくとご答弁してございます。また、砂場の砂の入れかえについても、通常の維持管理の範囲で順次追加・入れかえを実施していることとご答弁してございます。それから、子どもたちが利用する場所の放射能測定については、子どもたちの安全のさらなる確保の観点から、測定対象の拡大について引き続き検討していくとご答弁してございます。学校の落ち葉の集積場所の放射能測定については、測定の具体的な方法などについて検討していくとご答弁してございます。

なお、放射能関係の質問につきましては、大滝議員がこの質問をされたのが9月の中旬ということもあり、この時点では区の方針が明確になっていなかった部分があつて、今ご説明したような答弁になってございますが、その後、区の方針として明確化されまして、砂場などについては、通常の維持管理の範囲内ではありますが、場合によっては前倒し等で積極的に砂の入れかえ、あるいは補充をする。それから、食材については放射能測定をする。また、従来行っていました砂場以外の場所における放射線測定につきましては、新たに放射線測定器を追加で購入いたしまして、今後はこれを活用して、必要なときに実施する体制をつくってございます。

続きまして、総括質問でございますけれども、代表、一般質問と重複する質問もありますので、若干省略をさせていただきます。

まず、自民党議員団の池田こうじ委員の幼稚園での3年保育については、今定例会における区民文教常任委員会で、区立幼稚園における3年保育の拡大を求める請願が採択されたことを受けてのご質問でございます。過去の私立幼稚園との間における歴史的な経緯を踏まえる中で、自民党議員団としては、いついかなるときでも港区の子どもたちのことを最大限に考えて対応してきたという観点から、現状では区立幼稚園での3年保育の拡大がさらに必要であろうという趣旨のご質問でございます。これにつきましては、積極的に拡大を図っていくとご答弁してございます。

それから、たてしたマサ子委員の防災体験学習の充実についてですが、臨海副都心に「そなエリア」という国土交通省の外郭団体が設置している体験施設がございますが、その活用についてのご質問です。これにつきましては、その有効性について視察検討の上、各小・中学校に情報提供していくとご答弁してございます。

それから、文化芸術体験への参加についてですが、具体的には、「ぬちどう宝」という沖縄の地を題材にした演劇がございまして、これに区の子どもたちが積極的に参加して、演劇等をやっています。そういった体験的な参加が必要ではないかというご質問で、今後ともそういった体験ができるような支援をしていくとご答弁してございます。

それから、みなと政策クラブの杉浦のりお委員からは今後の他地区における小中一貫教育の展開についてのご質問で、お台場学園での成果を踏まえて、既に決定してございます朝日中学校地区以外での小中一貫教育校については、施設隣接型、あるいはカリキュラム連携型、様々な形態を考慮する中で、小中一貫教育を推進していくとご答弁してございます。

それから、お台場学園への選択希望を増やすための今後の方策についてですが、お台場学園の取り組みを積極的に区の内外に発信していくことによって、小中一貫教育校の魅力について広く周知を図り、一人でも多くの子どもがお台場学園に通学するにしたいとご答弁してございます。

共産党議員団の沖島えみ子委員のご質問は、幼稚園、小・中学校の校庭の天然芝生化でございまして、これにつきましても、これまでも何回かご質問がございました。基本的には、維持管理の面、あるいは通年使用といったような観点から人工芝を導入しており、可能な場所については天然芝を敷設していくとご答弁してございます。

それから、東京海洋大学のグラウンドの利用については、これまでも地域開放について海洋大学に働きかけ、中学生が利用する場合の使用料を無料にするようにといった趣旨のご質問がございましたので、これについても海洋大学と協議を続けていくとご答弁してございます。

社民党の阿部浩子委員につきましては、代表、一般質問とほぼ同様の質問でございまして、幼稚園や学校の放射能の除染についてのご質問です。これにつきましては、先程ご説明したのと同様のご答弁をしてございます。それから、区立保育園と幼稚園との交流については、これまでも大多数の幼稚園で保育園と交流をしているということをご紹介する中で、今後ともこのような交流を積極的にしていくとご答弁してございます。それから、児童の熱中症対策につきましては、予防についての周知を図るとともに、適切な対応をしており、今後もしていくとご答弁してございます。

最後のフォーラム民主の渡辺専太郎委員の特別支援教育についてのご質問でございますけれども、保護者への相談体制につきましては、幼稚園、学校と連携しながら、一人ひとりの可能性を最大限伸ばすためにきめ細かな相談を行っていることとご答弁してございます。また、その相談のPR、発達障害の正しい理解への働きかけについては、これまでもリーフレットの作成、あるいは説明会、講演会の開催などによって理解を深めるための取り組みをしてきており、今後とも関係機関とも連携を図りながら、特別支援教育へのより一層の理解を得るための啓発に努めていくとご答弁してございます。以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 お台場学園は、今日も教育委員会訪問をさせていただいて、校長先生から小中一貫の成果を上げるために非常に熱心に一生懸命やっているというご説明を受けましたが、そういう努力成果を広く区民の皆様には発表する場が十分あるのかどうかということと、杉浦委員からの質問は、お台場地区以外からもどんどんお台場学園に来てもらうためにはどうしたらいいのかというような趣旨だったのですか。

○庶務課長 質問のご趣旨は、お台場地区の地理的な特性から、子どもがお台場学園に通うことが難しい点があるだろうけれども、そういう悪条件の中にあっても、他の地域の子もたちがここに通いたいというような方策が必要で、それについての考えを聞きたいという趣旨のご質問でございました。

○小島委員 小中一貫校というのは、学力の面でも、スポーツ、体育の面でも、色々な意味で非常に素晴らしい目標を持ってやっているのです、私は、小中一貫教育校は区全体に広く開放されるべきだというふうに思うのです。そのような場合に、港陽中学は区全体から学校選択できますけれども、港陽小学校は隣接校ということなのですが、港陽小学校自体も、区民の中に「うちの子は小中一貫校に入れたいんだ」と考える保護者がいれば、区全体から受け入れてもいいのではないかとというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○庶務課長 現行の学校選択制では、小学校については隣接する学区域というルールがございますが、それ以外に、特に小中一貫教育を受けたいという要望がある場合には、子どもの交通の安全の確保等が最優先されますので、その辺も保護者の方に十分お考えいただいて、その上でなおかつご要望があれば、指定校変更制度の枠内で認めることができるようになってございます。

○小島委員 それでは、指定校変更の制度についても宣伝していただいて、小中一貫校に入りたいというお子さんに区全体からぜひ来ていただけるようにさらに努力していただけたらいいのではないかと思います。

○半田委員長 小中一貫教育校ならではの良さをどういうふうに発信していらっしゃいますか。

○庶務課長 一つは、7月に中学校の合同の学校説明会がありまして、これは中学に入学する子どもに向けた説明会ですが、そういった場でお台場学園の取り組みを伝えるようにしたり、それ以外でも、学校のほうでホームページ等を通じて情報を発信しており、教育委員会でも、お台場学園の紹介等をする中で、PRや周知をしてございますが、今後はより一層、質・量ともに周知、PRに努めていく必要があるという認識であります。

○小島委員 小中一貫校で、今日も学校、授業を見させていただいて、非常にいい生徒、伸びるような生徒がいっぱいてうれしいと思うのですが、やはり絶対量がもう少し増えてもらったほうが小中一貫教育校としての成果が上がるのではないかとこの感じを受けたものですから、先程そういう質問をさせていただきました。

○綱川委員 代表質問のときになかまえ議員から校庭の芝生化、それで、総括のときに今度は沖島えみ子委員から天然芝生化と。そのたびにご説明なさっていると思うのですけれども、「天然にしる」

ということをおっしゃっているのでしょうか。「維持管理の面で天然にはできない」というふうにご説明はされているはずなのですが、その辺の質問内容はどのようなのですか。

○**庶務課長** 共産党議員団の沖島えみ子委員のご質問は、会派自体として、過去数年にわたって、校庭の芝生化について天然芝が望ましいという視点からのご質問をいただいております。その継続のご質問です。天然芝につきましては、通年を通して子どもたちが使える環境を確保できるかという大きな課題がございまして、現在の考えでは、敷地の狭い港区の学校にあって、子どもたちが毎日校庭で遊び、あるいは体育等をする中では天然芝はとてももたないという判断をしております。そのために人工芝を敷いているわけでございます。一方で、天然芝がもしそういった条件をクリアできるものであれば天然芝にすることもやぶさかではないと考えております。その検証も兼ねて、青南小学校の第2グラウンドには天然芝を敷いているわけでございますが、これまで学校から聞いた限りでは、通常の子どもの遊び、あるいは体育と同様の環境で使用されていない状況がございまして、現時点では十分な検証ができていないというのが実情でございます。

○**小島委員** 今日午前中、にじのはし幼稚園を見学させていただきましたが、非常に素晴らしい環境で、園長先生ともお話をさせていただいたのですが、やはり、にじのはし幼稚園に来たい方は全員おいでいただきたいと思っておりますが、残念ながら全員を受け入れることもできないという現状にあるわけです。今回の定例会では、清家議員、うかい議員、池田議員が幼稚園の3年保育を積極的に行うべきだという観点から質問をされています。にじのはし幼稚園の3年保育の定員については、毎年話し合いでぎりぎり譲歩してなんとかしのいでおりますが、今後の見通しとして、にじのはし幼稚園は、私立幼稚園側との話し合いで、何とか地域の皆さんのご要望に答えられるような方向に行っているのでしょうか。

○**教育政策担当課長** 可能な限り区民の期待に応えるよう、今、私立幼稚園側と協議中でございます。3年保育の定員を増やす方向で協議を進めていきたいと考えております。

○**小島委員** 特になじのはし幼稚園の場合、地元には私立幼稚園がないという事情と、にじのはし幼稚園に通えない場合は、橋を渡って行かなくてはいけないという事情がありますから、私立幼稚園側と今後も鋭意努力して交渉していただければと思います。

○**半田委員長** それでは、この案件はよろしいでしょうか。

## 2 平成22年度学校給食費未納状況について

○**半田委員長** では、次に、「平成22年度学校給食費未納状況について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○**学務課長** それでは、平成22年度の学校給食費未納状況についてご報告いたします。資料ナンバーは2になります。

学校給食は、米や野菜について一部公費負担がございまして、食材購入にかかる費用は児童・生徒の保護者の負担を基本といたしまして、学校単位の私費会計で成り立っております。資料は、平成22年度末時点での未納状況でございます。区分の1のAが学校が徴収すべき額、Bが

実際に徴収した額、その下が差し引きで未納額ということになります。未納額ですが、小学校が61万2,577円、割合として0.2%、中学校が33万1,095円、割合で0.3%、全体では94万3,672円、0.2%ということでございます。その次が、児童・生徒数でございます、小学校が30人、割合で0.5%、中学校が15人、0.9%、全体で45人、0.6%となっております。次に、学校の数でございますが、未納があった学校は、小学校で13校、68.4%、中学校で7校、70%、全体では20校で69%でございました。

未納となっている主な要因でございますけれども、生活困窮、あるいは引き落とし口座の残高不足というものがございました。中には、支払う意思が希薄であるとか、卒業等、あとは途中での帰国等による連絡先不明という理由で未納になっている実態がございます。これは年度末時点での数字ではございますが、各学校においては、その後も未納給食費の徴収事務に当たっていただいております。10月1日現在、半年経った時点で確認してございますが、全体で94万3,672円という額のうち、約40万円、4割強は徴収してございます。その後も引き続き未納給食費の徴収に当たっていただいております。

また、本日、席上に配布させていただきました資料をご覧ください。参考資料として、過去3年間の未納状況について経年の変化をご覧ください。20年度から21年度にかけて、未納額が率とともに大幅に上昇してございます。この要因の詳細な分析はなかなか難しいところではございますが、生活困窮というような未納理由から考えますと、平成20年にありましたリーマンショックなど景気や社会経済の動向による収入減が翌年度にわたって大きく影響しているのではないかと考えているところでございます。なお、22年度につきましては、額としては若干持ち直したというところでございます。学務課といたしましても、引き続き学校と連携をしまして、未納額の縮減に努めていきたいと考えてございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○綱川委員 20年度分と21年度分と22年度分を出していただいたのですが、この22年度分は74万、21年度は127万、これは決算ベースで書いてありますね。そうすると、累積で赤字がどんどん増えてくるという感じなのですが、これはその後どういう処理をしているのか。

○学務課長 学校給食費は、民法上で時効として2年間というのがございます。民法173条の規定では2年間ということなのですが、当然、その間、支払いの督促等を行ってございますので、民法的に2年間で消滅ということではございません。こちらは、分割納付も含めて時効の中断を図って、継続して徴収には当たっているところでございます。

○綱川委員 そうすると、昔のように担任の先生が負担しているとか、そういうことはないわけですね。

○学務課長 そういふことはないと思っております。最終的に、給食費の会計が赤字なのかというところ、そうではないと。結果的にやりくりをしていただいているというのでしょうか。買い物上手

というか、安い食材をうまく活用していただいているという実態がございます。この状態をよしということでは決してございませんので、その改善には努めていきたいと思っております。

○網川委員 赤字になっていないのではなくて、やりくりしてしまっているわけですよね。

○学務課長 全体の給食費の会計の中では、そのとおりでございます。

○網川委員 0.2%以外の人から徴収した金額の中で0.2%の子どもたちの分まで負担しているという感じになってしまうのですね。不公平といいますか、本来ここまで材料を買えるのに買っていないというような状態だと思いますので、ぜひゼロになるようにしていただければと思っています。

○学務課長 昨年4月に学校給食の会計マニュアルや未納の取り扱い手順を具体的に整理いたしましたので、それに基づいて今進めていただいております。給食費滞納の解消を目指して引き続き学校と連携していきたいと思っております。

○小島委員 この問題は毎年、大変ですよね。

○半田委員長 保護者が納めるべきお金だと思いますので、100%を目指していきたいと思えます。それでは、この案件はよろしいでしょうか。

### 3 平成23年度優良PTA文部科学大臣表彰の決定について

○半田委員長 次に、「平成23年度優良PTA文部科学大臣表彰の決定について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー3、「平成23年度優良PTA文部科学大臣表彰の決定について」の資料をご覧ください。

このほど、東京都を通じまして、文部科学省から、平成23年度優良PTA文部科学大臣表彰について区内のPTAが決定された旨の通知がございました。1枚おめくりください。これは東京都から港区へ来た通知でございますが、被表彰団体は白金小学校PTAでございます。もう1枚おめくりください。裏面でございます。文部科学省から東京都の教育委員会に通知があった文書でございますけれども、都内では七つの小・中のPTAが被表彰団体として決定いたしました。表彰日時は、11月22日、ホテルニューオータニで行われるということでございます。

なお、この優良PTA文部科学大臣表彰につきましては、その次のページに文部科学大臣決定の表彰要項がついてございますけれども、これに基づきまして港区で推薦をしております。推薦団体は白金小学校として推薦しておりますが、その活動の中で、最後から2枚目、「平成23年度被表彰候補団体調査票」の6「推薦理由及び特に実績を上げていると思われる活動」の一番上の2行のところでございますが、「児童が交通事故死してから全保護者による毎朝の交通当番を44年間毎日継続している」というところが認められた内容ではないかと私どもは思っております。

平成23年度優良PTA文部科学大臣表彰の決定についての報告は以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 都内で7つのPTAが対象となっていますね。ということは、非常に名誉ある表彰を

受けるということなのでしょうか。

○生涯学習推進課長 はい。大変名誉なことだと思います。添付されている要項の「被表彰候補団体の選考及び推薦の方法」ということで、「各都道府県内のPTAのうち優良と認められるPTAを原則として3団体以内」で、「東京都にあっては5団体以内の推薦分をこれに加えることができる」ということで8団体ということなのですけれども、推薦校数がかなり少ないということでございます。

○小島委員 今まで港区ではあったのでしょうか。

○生涯学習推進課長 表彰要項をご覧くださいと、「平成13年5月7日、文部科学大臣決定」というふうになっておりまして、平成13年から私も推薦をしておりません。今年東京都から来た通知の内容が若干異なっておりまして、その通知に基づいて、今回は29の小・中のすべてのPTAに「出しますか」ということでお願いをして、上がってきたものを港区の中で選考会というのを開いて、それで白金小学校一本に絞って東京都のほうにお出ししたものです。区が推薦して表彰を受けるというのはこれまでなかったようです。

○綱川委員 これは5月11日付で東京都から港区教育委員会事務局次長あてに推薦のお願いが来ていますね。それに伴って上げていくわけですね。私、港区の推薦をどうやって選んだのかなと思ひまして質問しようと思ひましたら、選考委員会というのがあったということで、教育委員会としても推薦していくのか、次長が役職的に推薦していくのか、どういう扱いになってやっていくのか。その推薦を上げていく理由。その辺の過程を確認させていただきますか。それが1点。

もう1点は、場所によって「東京都」がついていたり、ついていなかったり。東京都から来た文章が間違いなのですかね。

○生涯学習推進課長 東京都の中で港区だけ「東京都」がついてございます。大阪に同じく「港区」というのがあって、「港区」の場合だけ「東京都」というふうについて私どものほうに返事が来てございます。

○綱川委員 区別するためですね。

○生涯学習推進課長 そうです。それから、先程の選考結果なのですけれども、教育委員会事務局の中で選考会を開いてございます。選考の内容につきましては、得点をきちんとつけまして、それぞれの中P、小Pの連合会のほうにも選考結果をきちんとお伝えして、白金小学校を推薦いたしましたということで、そういう過程もきちんと残してございます。

○半田委員長 平成20年にこれと同じようなものが来まして、高陵中学校がいただいたことがございまして、同じくニューオータニでの表彰式に呼んでいただいて、文部科学大臣から表彰状をいただいて、皇太子様と雅子様がいまして式典に出た記憶があるのですが、あれと同じものですか。

○生涯学習推進課長 少し前までは私どものほうから推薦を上げる形になっていなかったようです。それで、上部団体の東京都のPTA連合会の推薦をもってというような通知が私どものほうに来ていたものですから、私どもを経由しての推薦というのは今回が初めてです。ですので、もし高陵中学校がお受けになっていたのであれば、同じものかもしれませんが、私どもとしては記録が残って

おりません。申し訳ありません。

○半田委員長 今年11月5日に60周年がありまして、そのことについて多分触れられると思います。当の学校は表彰されたことを誇りにしておりますので、ご確認いただけたらと思います。

○綱川委員 元小学校のPTAの関係者としての発言ですが、小学校の場合は都小Pに入っていないのです。中学は都中Pに入っているのですね。ですから、都小Pからの推薦となりますと、小学校の場合は港区はどこもとれなくなってしまうのですね。実は都小Pというのは、23区中7区とか、1けた台しか加盟していないような状態ですので、制度が変わったのではないかと思います。

○生涯学習推進課長 東京都からの通知によりますと、都内全域、また広域に渡って社会教育活動をしているPTA連合会には別途推薦依頼をお願いしているということで、都中Pや都小Pにも推薦依頼を出していると通知が来てございます。ただ、今回港区教育委員会に来た東京都からの通知には、各市区町村のPTAに必ず確認を取るよにとのことでしたので、私どものほうから19の小・中の各単Pにご連絡をさせていただきました。

○半田委員長 よろしいでしょうか。

#### 4 御成門中学校及び高松中学校屋内プールの休場について

○半田委員長 次に、「御成門中学校及び高松中学校屋内プールの休場について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 資料ナンバー4、「御成門中学校・高松中学校屋内プールの休場について」、ご説明申し上げます。

学校プールにつきましては、10月から、これまで節電の対応で休止をしておりましたプールも含めまして全て平常どおりの開館となっております。学校プールにつきましては、学校でのプール指導が始まる前に換水をするのと、11月から12月にかけて換水をするというような、年2回の換水を行っております。今回、御成門中学校では、8日火曜日から10日木曜日まで。御成門中学校は、火、水、木、金、土、日と、1週間のうち6日間開放しておりますが、そのうち火、水、木の3日間でプールの水替え、清掃をいたします。また、中学校屋内プールにつきましては、10月の最後の土・日がございますけれども、月曜日から次の日曜日までかけましてプールの水替えと清掃、それからプール内のライン引きをやるということで、3日から6日までの4日間は休止となります。

利用者への周知でございますけれども、今までどおり、ポータルサイト、教育ネット、学校でのお知らせの掲示や、私ども、プールの予定表を各施設に配布してございますので、そういった予定表でお知らせする予定でございます。

以上、御成門中学校、高松中学校屋内プールの休場についてお知らせをいたしました。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○教育長 なるべく短い休止日であったほうが望ましいということで、いろいろ工夫をしてくれていると思うのだけれども、御成門中は実際は火曜から日曜の6日間開いていて、そのうちの3日間

が休止になると。月曜日を外している理由は何かありますか。

○生涯学習推進課長 月曜日はもともとお休みで、プールは開放しておりません。今回は月曜日から換水の手続をします。

○教育長 ということは、月曜日から木曜日までの月、火、水、木の4日間でこの作業を行っていくということですね。

○生涯学習推進課長 はい。

○教育長 高松中の場合は作業日はどうなのですか。

○生涯学習推進課長 日曜日の開放が終わった月曜日から日曜日で、丸々1週間。

○教育長 ここは丸々1週間かかると。これはライン引きや何かの関係でということですね。

○生涯学習推進課長 はい。

○教育長 ということは、御成門中と高松中は内容が違うと。

○生涯学習推進課長 内容が違います。

○教育長 そうですね。だから、作業日は月曜から日曜日までということですね。そこをはっきりしておくと、なぜここが休みなのかということが分かりますね。

○半田委員長 他にございますでしょうか。では、この件はよろしいでしょうか。

「閉 会」

○半田委員長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かございますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

○半田委員長 それでは、これをもちまして閉会いたします。

次回は、11月8日火曜日、午後2時30分から、港区役所7階、教育委員会室で開催の予定です。よろしく願いいたします。本日は大変お疲れさまでございました。

(午後4時22分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 綱 川 智 久